

3- 1 提案、ご意見 < 総論 >

		御意見、提案の内容	提案者
1. 淀川水系の目標、理念	1- 1長期的な展望、川のあるべき姿等	現状と将来像の基本設計像を描く際には、持続性がキーワードとなる。	和田委員 (No.52 淀)
		琵琶湖・淀川水系は他の水系と異なる、古代からの固有の生物群をもっている。	第8回淀川部会 (谷田委員)
		琵琶湖・淀川水系は世界的にも珍しく長い歴史持っている。ゆえに文化的な意味も含めて議論する必要がある。	第6回委員会 (川那部部会長)
		琵琶湖・淀川水系は世界的にも珍しく長い歴史持っている。ゆえに文化的な意味も含めて議論する必要がある。	第6回委員会 (川那部部会長)
		雨が降ったときには被害が起きない程度に水が入ってくるような高水敷が存在する淀川	第8回淀川部会 (有馬委員)
		川は山から始まり最終的に海まで続いている。このようなことを踏まえて、川の位置づけをどう考えるかを基本に据えたい	第8回淀川部会 (倉田委員)
		源流域から河口まで魚が移動し、棲息できる河川整備計画とすべき	第8回淀川部会 (渡辺委員)
		歴史や住民の思い入れがわかる形になっている川がいいと思う	第8回淀川部会 (山本委員)
		「短期的・「刹時的」な目標設定」「自然の歴史を考えた真に長期的な目標設定。現状から考えるだけでなく、理想的にはどのようにあるべきかを考えたうえで、その方向に向かって進める」	川那部部会長 (資料3-4 3)
		現状を基準に考える 現状を基準に考えるだけでなく、「1000年というような長い時間スケールや」、「もし原始状態から開発するならどうあるべきだったのか」という「理想」も考える ・原始の状態、本来のすがたについての理解、再現の努力、天ヶ瀬ダムの撤去、巨椋池の復活などの検討	原田委員 (No.31 淀)
		人のため 生き物のため、自然のためという価値観の重視・拡大 ・アユがへったなら放流すればよい、といった考えの転換。	原田委員 (No.31 淀)
		くらしを守り、支えるハード・ソフト基盤を中長期的・総合的に整備	池淵委員 (No.3 委猪)
		無謀な開発をしている所は元に戻すという決断も30年後を考えると必要である。	第4回猪名川部会 (田中委員)
	現在の計画で今の水需要を乗り切るとしても、その後人口が減ってきたときにどうするのかというビジョンを最低限考えるべきである。	第5回猪名川部会 (田中委員)	
	本来きれいな水を川に取り戻すためには、川によって自然を作らせて川のなすがままに任せるという理念が必要である。	第9回淀川部会 (紀平委員)	
	1- 2川と人との関係	魅力的な川 (生態系、景観、学習の場として)	川上委員 (No.11 委淀)
		「経済的人間が中心」「総合的人間の視点を含めた河川そのものが中心」	川那部部会長 (資料3-4 3)
		地域的、歴史的特性をふまえ、川と生きものの関係をも含めて、総合的に考えることが必要であり、適当なバランスが大切である。	芦田委員長 (No.1 委)
		今後は、悪化した環境を出来るだけ復元するとともに、人間による自然の調節の範囲をできるだけ限定して、生物の生息環境を持続的に保全しなければならない。	芦田委員長 (No.1 委)
		「人間の利害の視点」からの河川整備 「河川の視点」および「人間の利害の視点」からの河川整備 「治水」「利水」「環境」の分類・順序の見直し 縦断的 (山～川～海) 不連続の修復 横断的 (河川区域外～河川敷～水域) 不連続の修復 河川水質の修復 排水路・用水路・人工的利用空間土木構造的整備の是正	河川管理者 (No.54)
「河川の視点」および「人間の利害の視点を同等に位置づけた河川整備」河川の視点：水・土・生物 (人間を含む) 等によって構成される複合体としての河川系 (生態系) という視点		川那部部会長 (資料3-4 3)	
「河川を拘束、制御する」「河川に生かされる」 繰り返す破堤の輪廻からの脱却 流量・水位変動管理の弾力化 水利用の見直し		河川管理者 (No.54)	
これまでは、生物と人間、水を分離させるということで事業を進めてきた。これからは、その分離を見直し、連続という観点で事業を行う必要があると考えている。		第4回琵琶湖部会 (河川管理者)	
これまでの分離問題等について、一般に説明するためには、緻密な科学的なデータを積み上げる一方で、価値観の転換といった哲学・思想の問題も含めた両側からのアプローチが必要である。		第4回琵琶湖部会 (嘉田委員)	
2. 社会、流域全体の視点 (次頁へ続く)		2- 1地球環境	温暖化現象とその影響については、注意深く見守っていかなければならない。
	地球温暖化による、世界的気候変動を考えて、渇水や洪水の頻度を警戒していく必要がある。		第5回猪名川部会 (池淵部会長代理)
	従来の水資源開発は過剰ではないかという意見もあるが、渇水が短いタームで起こってきていることや地球温暖化の進展など、地球環境の変化を考えれば、今後水資源が確保できる保証はない。費用面や環境との共生も考え、どうソフトランディングさせるか考えていくことが一番の課題である。		第5回猪名川部会 (矢野委員)
	2- 2社会環境	人口増大・成長の前提での施策展開 人口減少の前提での施策展開 ・堤内地の大胆なゾーニング	原田委員 (No.31 淀)
		河川法改正により、治水、利水に環境が加わったが、環境の範囲は、自然環境だけを考えると対象が狭くなる。社会環境、文化環境についても考える必要がある。	第1回猪名川部会 (米山部会長)
		自然環境だけではなく、都市や人口等、他のことも考える必要がある。環境に関しては自然環境、社会環境、文化環境の3つについて考える必要がある。人は、文化のフィルタを通して自然環境を見ているが、フィルタ自体が変わることも考慮に入れる必要がある。	第3回委員会 (米山部会長)
	2- 3ライフスタイル	私たち人間はどのような生活が欲しいのかということを議論した上で、ゴルフ場はいらない、ここは自然に帰す、などを考えると良い	第8回淀川部会 (横村委員)
		「使いたいだけ使えるような利水計画」「『もったいない』との考え方のもとで、「ライフスタイル」を変えたうえで利水計画」	川那部部会長 (資料3-4 3)
		次世代に資源や自然環境を引き継いでいく義務を果たすためには、今のライフスタイルを変えていく必要がある。暮らしが変われば許容の範囲も変わり、多くの環境を次世代に伝えることができる。人々が自然や河川と触れ合いながら、自分の暮らしを川から学ぶことでライフスタイルを変えていく、このようなことも整備計画に含めていく必要がある。	第5回猪名川部会 (本多委員)
	2- 4河川に対する意識	人間の暮らし方次第では、整備する必要がない状況にできたのではないかとこの事業もあり、このような議論もする必要があるのではないかと。	第5回琵琶湖部会 (川那部部会長)
		上流・下流の連携、意識の共有	榎屋委員 (No.39 委淀)
		川に学ぶ体験活動 総合的な学習・体験学習に活用 *子どもの心に原風景形成、原体験の場として河川を活用。例) 子どもの水辺再発見プロジェクト・水辺の楽校	川上委員 (No.11 委淀)
		人間中心的に河川を操作するという従来の考えではなく、水、河川への信仰、畏敬の念を抱き、生きる命のための環境という意識を抱くことが大切ではないか。そのためにも、子供への教育が非常に大切である。	第3回淀川部会 (田中真委員)
川の環境の実態とデータが違うのではないかとこの意見があるが、いろいろな調査の方法がある。水質だけでなく、人々がその河川をどう思ったのかという気持ちもデータとして集めることが、河川を評価することにつながるのではないかと。		第4回猪名川部会 (本多委員)	
10年、20年で人間の価値観は変化するため、変化する価値観や生活に伴って計画自体も見直していくという柔軟な対応が必要である。住民が参加して、20年後の日本人の生活や地球の環境がどうなっているのかという視野で今の開発を見直すべきである。	第5回猪名川部会 (細川委員)		

		御意見、提案の内容	提案者
2. 社会、流域全体の視点 (前頁からの続き)	2- 5流域管理	水害防御林(樹林帯)の育成・管理	川上委員(No.11 委淀)
		「洪水は河川の中だけで防ぎ、それを越えたときは『天災』とあきらめる計画」「洪水時には、水が河川外にあふれる状況をもある程度考慮しながら、流域の土地利用全体で対応する計画」	川那部部会長(資料3-4 3)
		川西池田付近の扇状地での住宅地などの土地利用の現状は素人目にも危うすぎると思える、もう一度大英断を覚悟し土地利用を検討すべきではないか	田中(哲)委員(No.20 猪)
		流域管理には流域の水から見た適切な土地利用や人間活動のあり方を考えることが重要であり、そのためには関係者で流域協議会のような組織を作って管理していくことが望ましい。	芦田委員長(No.1 委)
		「猪名川モデル」を考える場合、いかにして二千年来の水田、緑の流域を我々自身で守っていくのか、という点が重要である。整備計画でも重要視されている治水の確保のためにも、土地利用を考えていく必要がある。	第4回猪名川部会(畑委員)
		河川整備については、川幅の両側何十倍の範囲を、街とつながりのある、自然を大事にするエリアとして考えていく必要がある。	第5回委員会(塚本委員)
		森林の洪水・湧水緩和機能を超える洪水時や湧水時では、被害の軽減などをはかるには、ある程度の水準をもった森林以外の治水、利水機能を確保することが不可欠である。どの程度の安全度とするかは、議論があると思うが、森林だけでは限界がある。	第5回猪名川部会(池淵部会長代理)
		「豊かな森林とは何か」とは何か再考する必要があるのではないかと。	第6回委員会(水山委員)
		従来森林は経済的目標が管理されていたが、これからは環境財としての管理も必要ではないか。森林はもともと自然物であるため、かなりの許容範囲をもった目標であってかまわない。	第6回委員会(水山委員)
	森林を含めた流域全体の水、土砂に関する大規模シミュレーションを行い、その結果を評価する必要がある。洪水の発生や費用面等、優先順位をきめて総合判定できるようなシステムができればなおよいと思う。	第6回委員会(水山委員)	
	2- 6水循環、物質循環	多様な生態系を水の循環システムにどう結びつけるか、河川とそれ以外を区別するだけでなく不確定なところをつくれるか	第6回琵琶湖部会(仁連委員)
		水循環にかかわる環境の保全、再生を可能な限りはかる必要がある。	芦田委員長(No.1 委)
		ダムなどで流砂が遮断され、上下流の河道や生態系に好ましくない影響があらわれている所では、適当な方法で流砂系の回復をはかるべきである	芦田委員長(No.1 委)
		山から海までつながっている河川、という中で何かを足したら何かに影響が出る。失うものと得るものを考えていく必要がある	第6回琵琶湖部会(松岡委員)
		湖の富栄養化を防止するために、かつてそうであったように、陸の物質循環、水の物質循環が正常に機能するようなくみをつくらなければならない。	第4回琵琶湖部会(三田村委員)
	3. 整備、計画の視点 (次頁へ続く)	3- 1整備、計画のあり方 (次頁へ続く)	「硬直的目標設定型計画」「順応的フィードバック式計画」 基本的な考えのもとで優先順位の明確化 フォローアップシステムの確立
意思決定に用いる情報はあたかも確実であるかのように考える。「順応管理」の考え方を導入し、不確実性があるという認識のもとで意思決定 ・施策の結果のモニターの重視と、モニター結果にもとづいてフレキシブルに施策を変えられる態勢 ・試験的に流量を増やしたり、ダム操作を変更して、その後の生態系の回復をモニターするような調査			原田委員(No.31 淀)
ベースの理念・哲学はそのままに、各論部分や詳細については将来の再検討、改訂を妨げない方向に進まなければならない。後世にチェックを委ねるところは委ねて良い			山本委員(No.48 淀)
すべての事業について、その結果を評価しながらフォローアップしなければならない。			芦田委員長(No.1 委)
計画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である			第6回琵琶湖部会(寺川委員)
誰が主体で、誰が責任を持つのか、水や川は誰のものか等の所有権も明確にした形でのアクションプランが必要			第6回琵琶湖部会(嘉田委員)
行政中心の計画 市民とのパートナーシップの下で、計画のメニューをオープンにして、お互いの理解の上で、計画を詰めていくべきである ・環境問題を含めて、流域全体の自然環境に対する現状認識を官民ともに同じレベルの上にならなければならない。個々の問題に対処すべきである			大手委員(No.8 淀)
「『寄りしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」「住民が知恵を出し、それを行政が推し進めるかたちの整備設定」			川那部部会長(資料3-4 3)
ハードウェア的施策の重視 ソフトウェア的施策の比重の増大 ・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較 ・ダム計画の再検討。細かい利水調整による、流量回復の可能性の検討。利水の意義の再検討			原田委員(No.31 淀)
「治水」「利用」という項目の中に「環境」が溶け込んでいる河川整備計画にできないかと思う			第6回琵琶湖部会(村上委員)
改修は流域の途中からではなく、下流域から順に行うのが望ましい			渡辺委員(No.53 淀)
整備水準の設定にあたって今後予想されるリスクとそれに対する備えと思考を持っておく必要			池淵委員(No.3 委猪)
河川法改正により国土交通省は水質保全に積極的に関わる必要がある。			川上委員(No.11 委淀)
「水のない川は川ではない」、こうした滋賀県の河川の状況を踏まえたくて議論がなされるべき			小林委員(No.17 琵琶)
「水はとにかく早く海に流し、一方でダムで水を貯める計画」「水量の変化する自然な流れを治水の基本とする計画」			川那部部会長(資料3-4 3)
伏流水となって荒れた河原になっている中流域を中心に、上流域の水源涵養にもかわりながら河川の整備の方向性について、これまでとは異なった発想で検討すべき			小林委員(No.17 琵琶)
「洪水期・湧水期を中心とした計画」「平常時を含めた計画」			川那部部会長(資料3-4 3)
土木工事と水防の関係が理解できる具体的な施策とする必要がある			第8回淀川部会(荻野委員)
川、湖での遊びの部分をきっちり押し出した方がよい			第6回琵琶湖部会(寺川委員)
多自然型 近自然型川づくり(魅力ある川づくり、伝統的河川工法の見直しと活用、天然材料の使用)			川上委員(No.11 委淀)
無制限な開発や人間の土地利用の後追いで治水対策を行ってもだめである。まずこういう川にしたいというビジョンがあって、河川計画を考えるべきではないか。			第1回猪名川部会(田中委員)
住民が川を認識し、川と親しく付き合うためには、川や水だけではなく堤内地も含めたつながりがないと関心が持てない。そのため、国土交通省で河川の連続性をふまえて総合的にやっていくことが重要ではないか。			第7回淀川部会(塚本委員)
水需要の増加に対応した対策をとるのではなく、国土交通省として節水を呼びかけ、水利用をセーブさせることも重要であり、そういった取り組みも整備計画の中に位置付ける必要がある。			第5回猪名川部会(本多委員)
形態交流システムとは計画や事業に関わるそれぞれの組織や人がお互いや周囲の状況を判断しつつ活動し、問題が起こったら、もう一度目的を探し直す進め方である。今後、この進め方ののっとなって、全利害関係者が集い、計画を作りながら、事業を実施して常に計画を塗りかえる、という進め方に変えていく必要がある。			第5回琵琶湖部会(村上委員)
これまでは、川からいかに水を溢れさせないかという観点ばかりが重視されていたが、今後は川の立場になって考えるという熱意、いかに川に汚染物を入れないか視点を持たなければならない。			第9回淀川部会(田中真委員)
河川整備計画を策定するうえでは費用対効果は大きな柱ではないと思うが、具体的な施策を検討する際には費用対効果を考慮する必要があるのではないかと。			第9回淀川部会(原田委員)

		御意見、提案の内容	提案者
3. 整備、計画の視点 (前頁からの続き) (次頁へ続く)	3- 1整備、計画のあり方 (前頁からの続き)	河川整備は公共土木事業であるから、費用対効果の考え方は重要である。しかし、お金に反映できない芸術性等の心の問題とどう折り合いをつけていくかが非常に重要である。	第9回淀川部会(荻野委員)
		これまでの河川管理は洪水期に水を封じ込めることを最大目標にしたため、川がただの排水路、放水路になってしまい、人とのかわりを断絶してしまった。今後は、洪水期という異常事態を想定した河川管理のあり方を根本的に変えなくてはならない。	第9回淀川部会(寺田委員)
		人間のライフスタイルや意識、環境についての考え方、専門家と地域住民のパートナーシップの重要性など、これを河川整備計画の中でどう取り扱うかという問題がある。流域全体の協議会など、システムをこの整備計画の中で提案していくことが必要ではないか。	第6回委員会(芦田委員長)
	3- 2事業のあり方	ハードからソフトへの移行	川上委員(No.11 委淀)
		ローコスト化	川上委員(No.11 委淀)
		無駄をまったくなくすぎりぎりのコスト計算には不安を感じる。	山本委員(No.48 淀)
		あるべき全体像から具体的な現場の取り組みが見直され修正されてきた教訓は大きい	尾藤委員(No.33 委)
		事業による影響を予測し、大きな影響があると予測されたものについては、途中の結果を見ながらゆっくりと進めて行くことが大切	芦田委員長(No.1 委)
		河川工事を全部実施せずに、次の世代に残しておくということも考える必要がある	第8回淀川部会(荻野委員)
		河川事業というのは「触らない、保全する」ということも一つの大事な事業ではないか	第8回淀川部会(田中(真)委員)
		何もしない勇気というものを国土交通省には持ってほしい。それは立派な見識である	第8回淀川部会(山岸委員)
		自然の保全だけでなく、回復が必要な事態になっており、自然を取り戻すための公共事業を実施する必要がある。また、その際に市民やNPOなど多様な主体の参加によって自然を再生していくことが必要である。	第5回委員会(鷺谷委員)
		全ての河川事業に費用便益分析の概念をあてはめられるかという問題がある。河川管理者から、便益と費用の考え方を示して頂き、それを踏まえてどのような目標を持つべきか、議論したい。	第5回琵琶湖部会(仁連委員)
	3- 3管理のあり方	「維持流量の問題」や、「水位変動に依存した生き物の保全のための水位(流量)管理」の問題においては、適応(順応)管理の考え方は重要	原田委員(No.31 淀)
		河川管理者は治水と利水の河川技術者。自然や生き物のことは専門家に頼る。河川管理者は、野生生物やその生息環境を含めて、河川を総合的に管理できる人(組織) ・生き物や環境は公的財産でそれを守るのは、管理者の重要な仕事であるという国民的コンセンサスをつくる。「管理」の専門家を育てる	原田委員(No.31 淀)
		淀川水系全体を国立公園に指定することを提案したい	第8回淀川部会(小竹委員)
		淀川の自然を守るための一つの方策として、淀川を河口まで国立公園にすることを提案する。そして、今後は、国、府県、市が河川整備、河川管理の面でより連携していくことが必要である。	第9回淀川部会(小竹委員)
		水が流れていなければ川ではない。そういう意味で低水管理の問題を考えることは非常に重要である	第6回琵琶湖部会(宗宮委員)
		後の世代も自然の恵みを利用できるよう長期的な持続可能性を優先させるなど、つながりや広がり重視した管理が必要である。また、生態系については分からないことが多いため、不確実性を前提とした管理の手法を取り入れる必要もある。	第5回委員会(鷺谷委員)
		ダムを造れば水質が低下するため、それを下流でどう補うのか、全体での河川の維持管理を考えていくべきである。	第5回猪名川部会(松本委員)
		川のことも地域のことも詳しく、合意形成能力も持っている「川守さん」というような人物を育成することを提案する。今、河川管理者はそこまで賄いきれておらず、住民団体も河川管理者がやっているほどの仕事はできていない。	第5回琵琶湖部会(村上委員)
		河川のもつ多様性を考えた場合、河川管理者の権限と能力には限度があり、河川管理者に期待すべきことと期待すべきではないことを明確にするような議論も必要である。	第9回淀川部会(荻野委員)
		今後の河川整備計画は心の問題も含めて幅広く多面的な視点から考える必要があるが、現在の河川管理者は土木工学の専門家で構成されているため、ミスマッチが生じているのではないか。	第9回淀川部会(荻野委員)
		若者には他の遊びを選択する余地もあるので、水を守るという本質から見た場合、このような遊びの行動には何らかの歯止め、条例等の仕組みを用意すべきではないか。	第9回淀川部会(田中真委員)
		河川利用者と流域の住民は、時間や空間の規制や量的規制とお互いの紳士協定によって、棲み分ける必要がある。	第9回淀川部会(小竹委員)
		琵琶湖をダムの様に使う発想は自然の予定に逆らう行為であり、その問題をどうとらえるべきか、議論する必要がある。	第6回委員会(川那部部長)
	流域管理全体から見て、関係者で流域協議会のような組織の設置などの提言が必要ではないか。	第6回委員会(芦田委員長)	
	3- 4パートナーシップ (次頁へ続く)	省内の連関(特に農水・国交内部)道路局(道路、橋梁)との連携	川上委員(No.11 委淀) 谷田委員(No.21 委淀)
		多くの関係省庁が関わる必要がある	第8回淀川部会(田中(真)委員)
		「総合化」という考えが重要であり、具体的には行政間の調整、連携ということになる	第8回淀川部会(横村委員)
		NPOとのパートナーシップ	川上委員(No.11 委淀)
		既存のNPO組織ばかりでなく、意識のそう高くない住民にも参加、発言を促し、モチベーションを高める工夫が必要。	山本委員(No.48 淀)
		今後、整備計画で、河川管理者と住民(NPO含む)等のパートナーシップの適切なありよう、意見調整をする機構を考えてはどうか。	山本委員(No.48 淀)
地域住民・NPO・研究者・河川管理者の継続的交流・活動の推進のための「流域センター」の整備		川上委員(No.11 委淀)	
NPOを開かれた河川づくりに関係づけるための具体的なプログラムを考えるべきである		第8回淀川部会(荻野委員)	
市民との対立関係のもとでの開発・調査 市民との協力関係のもとでの役割分担(行政と市民の有意義な役割分担と協働。市民活動への補助・水防団の役割、市民による調査等を河川管理に位置づけ、補助)		原田委員(No.31 淀)	
河川のエキスパートである河川管理者の熱意や知識をもっと生かす仕組みがつかれないか		第8回淀川部会(山本委員)	
住民意見の聴取を恒久的に行えるしくみをつくる		山本委員(No.48 淀)	
この流域委員会終了後も、いろいろな分野でこのような交流会が実施されるように活動したいと思う		第8回淀川部会(塚本委員)	
直轄管理区間が基本となっているが、市との連携など対象を広く考えるべきである。		第1回淀川部会(塚本委員)	
100年先を見据えた都市計画プランが実現していない原因は、住民側のモチベーション、動機づけが欠けていたからである。そこで暮らしている住民から意見をくみ上げ、ダイナミックに計画に組み入れることが重要である。		第3回委員会(尾藤委員)	
地域に密着し、川に対する様々な思いを抱いている住民が自分達で調査することは、川への関心を高めることや汚染原因を確かめる、行政に働きかける等、具体的な行動につながっている。住民の自立的な活動のためには、自分達で調査することは欠かせないと考えている。		第7回淀川部会(川上委員)	
行政はサービス機関であって、住民が行政を先導していく時代が到来しつつあるのではないか。今後、このようなことも流域委員会で議論していく必要がある。		第7回淀川部会(榎屋部長代理)	

		御意見、提案の内容	提案者
3. 整備、計画の視点 (前頁からの続き)	3- 4/パートナーシップ (前頁からの続き)	行政には限界があり全てに対応できない。任せることができる部分は住民に任せるということではないか。	第7回淀川部会(長田委員)
		行政は、淀川の問題について100%カバーできないため、行政の枠組みを越えた活動が行えるNPO等の組織が必要となる。行政は税金の一部をそのような組織支援に使うべきである。	第7回淀川部会(荻野委員)
		今必要なのは自然を知るため、失われた自然を取り戻すための協働である。	第5回委員会(鷺谷委員)
		これからの川づくりは、環境省や農林水産省等との連携が必要ではないか。良い川を作ろうとした時、他省庁との連携も踏まえ、どのようなプロセスが必要なのかということも議論していく必要がある。	第5回委員会(寺川委員)
		猪名川の山奥の開発で、さらにきれいな部分が失われるが、本当に地域住民が望んでいる工事になっているのか考えておくべきである。	第5回猪名川部会(松本委員)
		ラムサール条約の締結国会議で採用された決議と勧告文のうち、特に住民参加について、「利害関係者相互の信頼関係を築くことが重要で、そのためには仲介人となる人材が必要」と記されている点を強調したい。	第5回琵琶湖部会(村上委員)
		行政の調査は完全ではなく、市民の素早い情報収集能力と発信力を活かせるよう市民レベルの調査に対して、行政からのバックアップすることも必要である。	第5回琵琶湖部会(藤井委員)
		今後の河川管理の体制を考えるうえで住民と行政がどう付き合っていくか議論することが非常に重要。法的な部分もかなり関係してくるので、法律分野の専門家の意見も聴く必要がある。	第5回琵琶湖部会(村上委員)
		淀川の長期計画を立てるためには、漁業、河川管理、上流の林業、埋め立て、都市計画等、河川に関する行政の縦割りの弊害を解消する必要がある。	第9回淀川部会(倉田委員)
		「善意ではない人々」と、今後どのようにパートナーシップを築いていくのかを考える必要がある。例えば、環境保護団体と水上バイクのメーカーやディーラーと議論してもらうことで、その第一歩にしてみてもどうか。	第9回淀川部会(谷田委員)
		知恵を出すのは、政府ではなく住民である。政府はそれを支えるためにある。	第6回委員会(川那部部会長)
		行政の従来の調査に加えて研究者と市民が共同でパートナーシップをもって進めていくことが必要である。	第6回委員会(川上委員)
		住民がアイデアを出し、研究者が実現のための支援をするといった方法をシステムとして持続的に実施していく財政的、法的、制度的な仕組みが、新しい河川整備計画の中でどう担保していけるのか、具体的課題を議論していく必要がある。	第6回委員会(中村委員)
		琵琶湖について他の計画と一体で議論する必要はないかもしれないが、接点をどこかで持って、位置づけしておく必要がある。	第6回委員会(寺川委員)
	3- 5市民とのコミュニケーション(情報共有、発信、意見聴取など)	河川に関わる住民組織(水防-NPO、NGO、学校)のデータベースを作成する	谷田委員(No.21 委淀)
		河川行政に住民意見を日常的に汲み上げるシステムづくりと住民意識の成熟をうながすための辛抱強い公報、啓発	倉野委員(No.34 猪)
		ダム建設の意見聴取の対象・補償対象は、地域住民全体	田中(哲)委員(No.20 猪)
		幅広い意見をくみ上げる努力が必要である	第8回淀川部会(山本委員)
		「意見を聴く」という仕組みだけでは不完全で、住民自らも負担を負う、意見を言ったら責任が及ぶ、という仕組みも考える必要がある	第6回琵琶湖部会(仁連委員)
		河川と人がどう関わっていくかということに、インタープリター(通訳)が必要になってくるのではないかと。この整備計画の中にもしっかりと位置づけたい。	第4回猪名川部会(本多委員)
		このような委員会を進めるにあたっては、委員や関係者だけではなく、広く流域住民に納得してもらい、実感や満足感を行き渡らせることが重要である。	第9回淀川部会(山本委員)
		住民団体から意見を聴く場合、開催場所によっては不公平が生ずるため、誰もが平等に参加できる開催場所を選定する必要がある。	第9回淀川部会(倉田委員)
		一般から意見を聴取する際には、善意以外の人を排除するのではなくそういう人も含めて意見を聞く必要があるのではないかと。	第9回淀川部会(荻野委員)
		「どんな意見でもいいよ」と一般から意見を汲み上げるという形ではなく、現状の矛盾や不合理にぶつかっている人から直接話を伺うほうが、実態を知ることができるのではないかと。	第9回淀川部会(塚本委員)
		実態をより深く理解するため、河川の周辺で起きている問題、例えばマンション問題や山林開発問題について話してくれる方を呼んでみる必要がある。	第9回淀川部会(塚本委員)
		行政からの一方的な情報公開ではなく、地域住民からの情報の発信、あるいは隠れている情報を導き出すといった本来の意味での住民主体ということが情報のレベルにおいても必要なのではないかと。	第6回委員会(嘉田委員)
		水質について暮らしの中で受け止められるわかりやすい説明を示す努力が不十分であった。そうした努力によって水質への関心が住民の暮らしの中にも芽生えてくるのではないかと。	第6回委員会(尾藤委員)
4. 治水、利用、環境(境界 融合領域) (次頁へ続く)	環境を中心に考えていくことが大切である。 環境重視の方向に思い切った舵をとらなければならない時期	紀平委員(No.14 淀) 山本委員(No.48 淀)	
	保全、回復をまず第一に考え、治水、利水に関する工事の際に「河はどうあるべきか」の論議を、役立ててもらいたい。利用についてはその次だと考える。	紀平委員(No.14 淀)	
	「<治水><利水>に影響の無い限りにおいて、環境を考えてみてもよい」「環境保全を中心に『生態系アプローチ』(いくつかの国連会議における用法による)を中心とする」	川那部部会長(資料3-4 3)	
	これまではまず洪水対策を行い「安全・安心」を重視してきたが、これからは「環境」の面での価値も維持管理の対象とすることを皆が求めるようになってきているのかも知れない	第6回琵琶湖部会(宗宮委員)	
	川のあり方を考える上では、生きものが棲める条件づくりが重要。生き物が棲める川の持続性を保証できる限りにおいて公園などの利用が許される	第8回淀川部会(倉田委員)	
	琵琶湖淀川水系の整備の方向性は、まず、琵琶湖、河川、内湖の各生態系について、生態系の構造的側面と、倉田委員と三田村委員が河川について指摘している機能的側面を基本として検討すべきである。なお、構造的側面からは利用、治水と環境の一部について、また、機能的側面から水質汚濁、水・物質循環、水質浄化などにかかわる課題を検討すべきである	小林委員(No.17 琵琶)	
	川・水のような自然に対しては、開発するにしろ保存するにしろ人間社会にとっての必要性や効率性のみで対応すれば誤る場合があることを、河川法の視点移動は示唆している	尾藤委員(No.33 委)	
	ダムの上下を連続的につなぐ方法はないか	柘屋委員(No.39 委淀)	
	自然のままの川は、安心という面で子供が自発的に親しめる環境ではないと思う	第8回淀川部会(山本委員)	
	治水・利水の施策だけではなく、総合的な視点からの「ソフト」な施策についても説明すべきである。	第1回琵琶湖部会(藤井委員)	
	水量を考えるのであれば、渇水時に人間の生活活動を犠牲にして、生物のために水を流すという決断が必要ではないか。	第4回猪名川部会(田中委員)	
	琵琶湖総合開発は、水位を安定させることを目的にしているが、水位変動が魚類等に与える影響は大きい。視点を変えて琵琶湖のことを考えないと、とり返しのつかないことが起こるのではないかと。	第4回琵琶湖部会(松岡委員)	
	これまでの河川管理は、治水、利水のみで行ってきたが、現在は集水域、生態系も含めた河川管理が問われるようになってきている。どのような管理目標を持つべきかを議論すべきである。	第4回琵琶湖部会(仁連委員)	
	ヨシと水位の問題では、魚の立場やヨシ業者の立場等で様々あり、全体として議論していかなければならない。	第4回琵琶湖部会(川那部部会長)	
洗堰の操作基準は治水と利水のみを考慮した過去のものであり、環境は考慮されていない。今後は自然環境等も含めると操作規則の数値がどうなるのか考える必要がある。	第4回琵琶湖部会(川那部部会長)		

	御意見、提案の内容	提案者
4. 治水、利用、環境 (境界 融合領域) (前頁からの続き)	現状認識の後、哲学等についての議論も早めをしたい。例えば水需要を絶対的なものとして見るのではなく、どう抑えるのかを議論し、その中で丹生ダムの事業をどう評価できるのかといった議論の進め方が必要である。	第4回琵琶湖部会(村上委員)
	丹生ダムについては、流域委員会でも徹底した議論で方向を出していく必要がある。	第5回委員会(寺川委員)
	ダム以外の方法を含めて、十分検証の必要がある	畚野委員 (No.34 猪)
	具体的な施策として余野川ダムについては重点的に考える必要がある。ダムの利水、治水上の必要性の検討も必要ではあるが、環境の面からも考えなければならない。	第5回猪名川部会(吉田委員)
	50年に1日の洪水を防ぐために残り99%の日はずまらない川で過ごすのか、1日の洪水を許容して環境豊かな所に住むのかといった選択になるのではないか。	第5回猪名川部会(田中委員)
	治水や利水だけでなく、環境も人間の暮らしには大切なものであり、次の世代に伝えていくべきものである。治水、利水と環境のバランスをどうとっていくかが大切である。	第5回猪名川部会(本多委員)
	水上バイクから排出される物質が熱等によって化学反応を起こし、有害物質に変化する可能性がある。排出される物質がどのような影響を与えるのかを事前に見極めてから、水上バイクを使用する必要があるのではないか。	第5回琵琶湖部会(一般傍聴者)
	淀川は上流部でもその周囲には既に多くの人々が住んでおり、被害ポテンシャルは大変大きくなってきているため、環境についてだけでなく、自然回帰と災害や渇水の視点とのバランスについて、もっと議論を広げる必要がある。	第9回淀川部会(寺田部会長)
	生き物を大切にしたい川づくりと安心して近づける川づくりのバランスをどう図るのかという点についてもさらに議論願いたい。	第9回淀川部会(芦田委員長)